

報告書

〔裁判所〕 静岡地方裁判所沼津支部
〔件名〕 令和元年（フ）第276号
〔当事者〕 破産者 株式会社AWH（旧商号：株式会社淡島ホテル）

上記件について、下記のとおりご報告致します。

記

1 第1回債権者集会

〔日時〕 令和2年12月4日（金）午後2時00分～
〔場所〕 沼津市民文化センター 大ホール
〔出頭〕 担当裁判官：裁判官岩松浩之
破産管財人：弁護士近藤浩志 他2名（破産管財代理）

【要旨】

1. 進捗等の報告

管財人： ・ AWH社から提出された資料によると、判明している債権者は約2000名、負債総額約400億である。ただし、この債権者数等は、あくまでAWH社から提出された債権者名簿によるものであり、事務局に対し「なぜ自分が債権者とわかったのか」といった問い合わせを多くいただいているが、破産管財人が確認したものではない。

・ また、「AWH」とは何か。淡島ホテルではないのか、といった問い合わせも受けているが、破産会社が商号変更を行ったものである。

・ 一般債権に優先する財団債権や優先債権が現時点で3億3000万円であり、現在の状況では配当の見通しはたっていない。

・ 現時点で判明しているAWHの財産は「財産目録」のとおりであるが、売掛金／貸付金等の科目については、管財人が個別具体的に確認したものではなくAWHの計算書類の附属明細書記載のものである。個別の取引について、証憑となる書類（例えば、借用書）があるか確認したが、ないとのことであった。そのため、これらの財産が存在するかどうか不明であり、仮に存在するとして法的に回収を行うことは困難と考えている。

・ 破産開始前に、AWH社から散逸した財産の取戻し等を行っている。

・ 具体的には、AWH社が平成30年4月16日に、淡島ホテル事業をオーロラ社及びグッドリゾート社等に1円で売却しており、取り戻すための「否認請求」を行い、認容されている。しかしながら、オーロラ社等から、3件の異議の訴えが出ており、現在訴訟係属中である（詳細は「業務要点報告書」記載のとおり）。

・ 今後の対応としては、①淡島ホテル建物に関する借地権の合意解除への対応、②別除権者による競売申立てへの対応、③淡島ホテルの建物持分一部移転登記を受けられた方への対応が必要と考えている（細は「業務要点報告書」記載のとおり）。本件は、債権者の方々のご自身の利益のみを考えてしまうとうまくいかな

い事案であり、ある種一丸となつていただき、管財業務に理解をいただき、淡島ホテルを換価できるようにしていきたい。

- ・長田氏による私的流用の事実等は判明していないが、ホテル事業で400億もの負債があることについては管財人としても疑問に感じているところである。

2. 質疑応答 (主要な質問事項についてのみ記載)

- Q1
- ・破産会社代表者はなぜ欠席なのか。
- A1
- ・管財人からは出席して説明するよう促したが、基礎疾患があり、コロナ禍においては出席できないとのことであった。医師の診断書もついていた。
- Q2
- ・AWH社は実質オーロラ社が運営しているとの理解でよいのか。接触はしているのか。
- A2
- ・否認訴訟の相手方であるので、その関係では対応している。
- Q3
- ・否認訴訟の状況、見込みは。
- A3
- ・裁判所の判断になるので見込みについては何とも言えない。3件の否認訴訟について、①事業譲渡については、譲渡による責任財産の減少はない等、②根抵当権設定については、AWH社は根抵当権設定時点で支払い不能ではないし、仮に不能であるとしてもオーロラ社等は知らない、③航路権については、そもそもAWH社が債務超過に陥っている以上航路の許可基準を満たしておらず、航路事業を行える状況ではないから資産性がない上大幅な赤字である為、100万円の対価では詐害性はない等の主張をしている。いずれも予想された範囲の主張であり、十分たかえると考えている。
- Q4
- ・貸付金等については架空取引と認識しているのか。
- A4
- ・必ずしもそうではないと考えている。金銭の流れとして裏付けが取れているものもある。ただ、条件等は不明である。
- Q5
- ・長泉ガーデンの状況は。
- A5
- ・運営状況は把握していないが、権利関係は調査している。
- Q6
- ・他の関連企業に関して破産申し立てはなされていないのか。
- A6
- ・貸付金等の回収が法的対応では難しいこともあり、関連企業についても破産申立があれば、資産を売却の上回収する可能性はあると考えている。
- Q7
- ・今後の方針としては淡島ホテルを取り戻し、換価し、配当資金を作るという方向か。
- A7
- ・その方向である。管財人のもとにも、買えるのかという問い合わせは来ている。きれいに取り戻しができれば、換価は可能と考えられる。
- Q8
- ・債権者の会として、本件は詐欺であり、犯罪であると考えている。全体でどの程度の債権が把握できているのか。
- A8
- ・現在裏付けをとっている最中である。大きなものでいうと、長泉ガーデン2号館について、貸付金名目で集金し、長田事業に流していたのではないかといった点を調査している。債権者の会で検討している手続きもあると聞いている、先ほども話したように個別の法的手続きでは難しい面もあるので、ぜひ検討いただきたい。

2 次回期日(第2回債権者集会)

- (1) 日 時 令和2年6月18日(金) 午後2時00分～
- (2) 場 所 文化センター 小ホール

以上